

平成23年度 第2回 高野町農業委員会

議 事 録

平成23年6月10日開催

高野町農業委員会

平成23年度 第2回 高野町農業委員会

下記のとおり、高野町農業委員会を招集した。

- 開催日時 平成23年6月10日（金）
- 開会時刻 午前10時00分開会
- 開催場所 高野町役場2階 大会議室
- 出席委員 1番 久保良作 3番 井阪晴美 4番 下名迫勝實
6番 梶谷廣美 7番 井阪征朗 8番 柳葵
10番 新谷敏捷 11番 西山一高

以上8名出席
- 欠席委員 2番 田和新吉 5番 尾家富千代 9番 上野山武志

以上3名欠席
- 事務局員 事務局長 佐古典英 事務局員 下洋一 門谷佳彦
(富貴地区担当) 矢野隆
- 関係者 高野町総務課長 前西一雄 (高野町選挙管理委員会書記長)
- 事議事項 第1号議案 農地法第2条の農地でない旨の証明願いについて
第2号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
報告事項 農地法第5条許可指令書の交付について
報告事項 農業委員会の適正な事務実施について
その他事項 農業委員会統一選挙に関すること
その他事項 農地調査実施に伴う農業委員の協力について
- 事議内容 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局 それでは予定の時刻となりましたので、只今から平成23年度第2回高野町農業委員会を開催させていただきます。

 今日は、お忙しい中、ご出席を賜りありがとうございます。さて、本委員会ですが、高野町農業委員会会議規則第9条による出席委員数が規定を超えておりますので、本委員会は有効である旨ご報告いたします。
それでは開会に当たり、事務局長よりご挨拶及び事務連絡を申し上げます。

事務局長 挨拶

事務局 ありがとうございました。
続きまして、審議に入らせていただきます。
最初に、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第8条により当委員会に会長になりますので、西山会長よろしくお願い致します。

会長 挨拶

会長 それでは、次第に沿って行います。まず初めに委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員を決定したいと思います。
本日の署名委員は、新谷敏捷委員、井阪征朗委員にお願いします。
まず、第1号議案の「農地法第2条の証明願ひ」についてご審議願ひます。

事務局 それでは、第1号議案について、全部で4件ございますので、事務局より説明させていただきます。本案件につき現地調査を新谷委員・下名迫委員・柳委員に現地確認をお願いしました。当日はありがとうございました。
農地法第2条農地でない旨の証明願ひについて諮問願ひたい。
番号1番
申請人住所、○○○○○○○○○○○○○○○○
申請人氏名、○○○
 物件の所在地につきましては、別紙資料1ページのとおりでございますが、高野町○○の○○○小学校附近に位置する第2種農地であり、登記地目は田及び畑で、現況はお手元の資料の写真のとおり山林となっております。
 申請理由につきましては、申請者の父現在は死亡していますが、その後耕作に伴う知識等が無く耕作放棄しており、その後植林を行い、今回の申請のとおり農地としての姿が無く書類審査及び現地調査の結果許可相当と判断し、諮問いたします。
 つづきましての案件でございます。
番号2番
申請人住所、○○○○○○○○○○○○○○○○
申請人氏名、○○○

物件の所在地につきましては、先程の附近に所在しております。
詳細につきましては、配布しております資料のとおりとなりますのでご覧
下さい。

申請理由につきましても先程と同じでございます。

つづいての物件でございますが。

番号3番

申請人住所、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

申請人氏名、○○○○○

物件の所在地につきましては、別添の資料のとおりでございますのでご覧
いただきますようお願いいたします。

申請理由につきましては、昭和39年に河川改修工事に伴い農地の一部が
河川になり残りは分断されている為、河川になっていない部分については、
宅地となっております。

つづいての物件でございますが。

番号4番

申請人住所、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

申請人氏名、○○○○○

物件の所在地につきましては、別添の資料のとおりでございますのでご覧
いただきますようお願いいたします。

申請理由としましては、昭和初期に家を建てており、平成21年年月不詳
ですが取り壊し、現在は駐車場等の雑種地として利用しており、農地でとの
ことです。

以上のことから、書類審査及び現地確認の結果、4件ともに非農地として
許可相当と判断し、併せて諮問いたしましたので、審議の程よろしくお願
いします。

会長 ただいま事務局より説明があったわけですが、現地調査については、細川
地区担当委員より、現地確認について報告いたします。

新谷委員 はい、10番新谷です。この場所は、写真でも見てわかると思いますが、
相当前から山林になっていきますので、問題ないと思います。

会長 つづいての現地確認報告であります、下名迫委員報告いたします。

下名迫委員 はい、4番下名迫です。この場所は、河川工事をした際に、田が無くなっ
てしまいました。左右にある土地ですが、写真のとおり既に家が建っており
ますので、現地調査の結果問題ないと思います。

会長 つぎも富貴ですが、柳委員より現地報告いたします。

柳委員 8番柳です。この場所は、昭和の始め頃に家がありましたが、2～3年前に取り壊して、現在の状態となっておりますが、家の建てた場所なので、田としては無理であります。調査結果、問題ないと思います。

会長 ありがとうございます。ただいま3人の委員より説明あったわけですが、何か質問等無いでしょうか。

会長 なにか質問等ないですか。
無いようですので、第1号議案について「可」としたいと思いますがよろしいでしょうか？

各委員 はい。

会長 それでは、第1号議案につきましては、承認ということで次の第2号議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第2号議案について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請について諮問願いたい。
番号1番
譲渡人住所、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
譲渡人氏名、○○○○○
譲受人住所、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
譲受人氏名、○○○
申請理由については、所有権移転です
現地調査委員につきましては、下名迫委員にお願いしましたので、後ほど委員より報告があると思いますので、以上のことからご審議をお願いします。

会長 ただいま事務局より説明があったわけですが、現地報告をお願いします。

下名迫委員 はい、4番下名迫です。現地は写真のとおりですが、いろいろな作物を作っております。申請書類及び現地調査の結果許可相当と思います。以上です。

会長 この件について、なにか質問等ないですか。
無いようですので、第2号議案について「可」としたいと思いますがよろしいでしょうか？

各委員 (異議なしの声あり)

会長 つづきまして、第3号議案について、事務局より説明願います。

事務局 農地法第3条の3第1項の規定により、農地所有者から相続した場合は、所管する農業委員会に届出を行うようになっております。
本案件につきましては、報告案件でございます。

会長 事務局での説明が終わりましたので、つづいての第4号議案「引き続き農業経営を行っている旨の証明」について事務局より説明願います。

事務局 はい、今回の議案につきましては、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による証明でございますが、本申請は、生前贈与を受けた者が、相続税の納付猶予をうける為、証明願いを提出しており、3年毎に農業委員会に今回のような申請をしなければ納付猶予が受けられなくなる為、別紙資料のとおり申請がありました。詳細な状況につきましては、現地に井阪委員の案内で確認をしております。確認結果につきましても、資料をご覧ください。今回の調査結果から耕作を行っていることから、証明を行っても問題ないと思いますので、ご審議よろしく願います。

会長 はい、ただ今事務局より説明があったわけですが何か質問ありませんか。

井阪委員 3番井阪です。この申請は、経営譲渡したことで、贈与税が猶予されるのでしょうか。

事務局 はい、今回の申請者は、平成7年に贈与された分です。この申請を受けたときは、3年に1度農業委員会に対して今回のような申請を行って証明を受けなければ、猶予が停止されてしまい、遡って贈与税及び延滞金等を支払う必要がありますので、申請者に対しては、引き続き耕作を行わなければ証明が出来ない旨説明しております。また、委員の皆様にかかれましても、申請に対して助言等を行っていただきますようお願いいたします。

会長 他にご意見ありませんでしょうか。

柳委員 8番柳です。この申請は、耕作してなければ駄目と言うことですね。

事務局 そのとおりです。

会長 他にありませんか。
無いようですので、第3号議案は「可」としてよろしいか。

各委員 (異議なしの声あり)

会長 異議ないとのことでございますので、よろしく申し上げます。
次の報告事項について事務局より説明をお願いします。

事務局 報告事項でございますが、第1回農業委員会において、許可相当と審議いただきました農地法第5条ですが、和歌山県農業会議に諮問しており、常任委員会にて許可相当との答申がありましてので、申請者に対して農地法に基づく許可指令書を交付しましたので、報告いたします。

会長 この件でなにかありませんか。
無いようですのでつぎの件をお願いします。

事務局 農業委員会の適正な事務実施についてでございますが、平成21年の農地法改正により、農業委員会に対する責務や権限の強化が図られていますが、前任の事務局より説明があったと思いますが、再度この資料によるものが変更しておりますので、委員の皆様のご協力等をお願いします。

会長 事務局より説明ありましたので、皆様よろしく申し上げます。
つぎの件について事務局よりお願いします。

事務局 局長 はい、本年度農業委員の選挙ですので、高野町選挙管理委員会書記長の前西総務課長より選挙についてご説明いたします。

前西課長 平素は、町行政にご協力いただき誠にありがとうございます。
お配りしておりますとおり、選挙日は平成23年7月10日で告示日平成23年7月5日で届出日も同じでございます。届出先は高野町役場・富貴支所です。説明会につきましては、平成23年6月24日で役場で無く高野町母子保健福祉センターの2階で行います。説明会にこれない方は選挙管理委員会までご連絡いただきましたら、書類の送付等を行います。

会長 ありがとうございます。
他に事務局ありませんか。

事務局 局長 はい、今年度農地調査についてのご協力依頼について担当の田代より説明します。

田代 前回ご説明したとおりですが、調査員が決まりましたのでご紹介いたします。花坂周辺を担当する〇〇さん・富貴地区担当する〇〇さんです。よろしくおねがいします。

事務局 局長 委員の皆様よろしく申し上げますので、調査等のお手伝いをお願いします。

会長 その他についてですが、何か意見等ありませんか。
 それではこれにて高野町農業委員会を閉会したいと思います。ごくろうさん
 でした。

事務局長 お礼のあいさつ

***** 午前 11 時 53 分 閉会 *****

この会議録は、高野町農業員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成 23 年 6 月 15 日

会 長 _____

署名委員 7 番 _____

署名委員 10 番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。